

《Ⅱ. 加入時の適用除外の手続きについて》

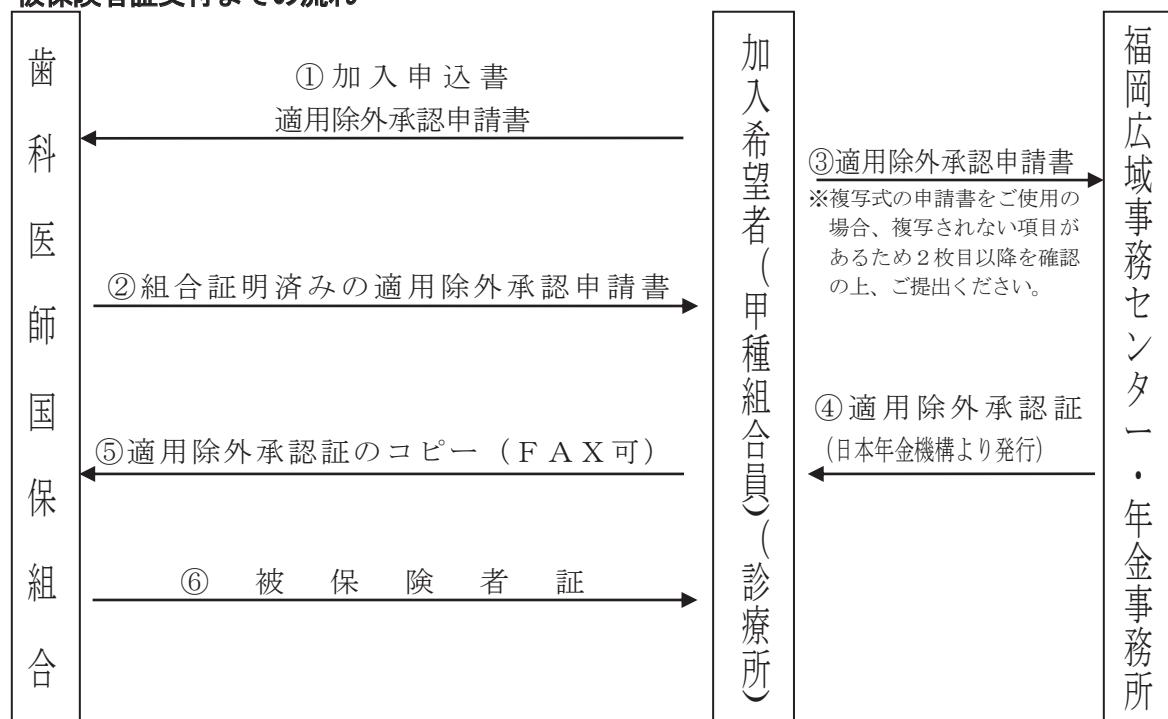
1. 「医療法人事業所（診療所）」および「常時5人以上の従業員を使用する個人事業所」について

健康保険法および厚生年金保険法では、全ての「医療法人事業所（診療所）」および「常時5人以上の従業員を使用する個人事業所」は強制適用事業所となり、法律により健康保険（協会けんぽ）と厚生年金保険の加入が義務付けられています。

ただし、健康保険のみ、管轄の年金事務所に健康保険被保険者適用除外の承認申請手続きを行い、承認を受けることによって国民健康保険に（本組合の組合員として）加入できる場合があります。

なお、厚生年金保険には適用除外の条項がないため、厚生年金保険料を事業主と従業員で折半しなければなりません。

2. 被保険者証交付までの流れ



- ①「医療法人事業所（診療所）」および「常時5人以上の従業員を使用している診療所」等、厚生年金適用事業所は加入申込時に適用除外承認申請書を添付し、本組合にご提出ください。
- ②加入申込書の内容を確認後、適用除外承認申請書に組合証明を行い、診療所へ返送します。
- ③送付されてきた適用除外承認申請書を福岡広域事務センターもしくは管轄の年金事務所へ提出し、手続きを行ってください。健康保険の適用除外を受けようとする年月日（厚生年金保険の資格取得日）から14日以内に申請手続きができない場合は理由書が必要となる等、各年金事務所で受付の期間および書類に異なる部分がありますので、お問い合わせの上、届出ください。
- ④適用除外承認申請の手続き終了後、日本年金機構から適用除外承認証が交付されます。
※ 診療所へ郵送されるまで日数を要します。
※ 申請書に不備があった場合にはさらに時間がかかることがあります。
- ⑤健康保険被保険者適用除外承認者であることを確認し保存しますので、適用除外承認証に申請者の確認印を押印の上、コピーを本組合へ速やかにご提出ください。（FAX可）
- ⑥毎週1回、担当常務理事が提出書類を審査の上認定した後、健康保険の適用除外を受けた日を資格取得日として被保険者証を交付します。
なお、本組合に手続き済みの適用除外承認証のコピーが届いてからの審査・交付となります。
また、審査による認定以前の資格証明書の発行はできません。
※ 以下に該当する組合員がいる場合は、必ず本組合までご連絡ください。
 - ・健康保険被保険者適用除外の承認を受けなくてもよい組合員
 - ・厚生年金保険の加入対象者（適用者）ではなくなった組合員

注意事項

- ・「健康保険被保険者適用除外承認申請書」は支部に備え付けておりますので、支部にご請求ください。
- ・資格取得日が、年金事務所で健康保険の適用除外とされた日（厚生年金保険の資格取得日）となるため、保険料を遡及して賦課・徴収することもあります。
- ・家族従業員または常勤従業員と比較し4分の3未満の勤務形態であるパートの方は適用除外手続きが不要であり、人数にカウントされませんので、その方々の資格取得日は従来どおりです。
ただし、医療法人事業所（診療所）は、事業主および家族従業員も適用除外の手続きが必要です。

○パートおよびアルバイトで雇用されている従業員について

健康保険被保険者適用除外手続きが必要かどうか、判断の一つの目安は、

- ①1日または1週間の勤務時間
- ②1ヶ月の勤務日数

それぞれ一般従業員の概ね4分の3以上ある場合は手続きが必要となります。

ただし、一律にこれにあてはめて機械的に決められるのではなく、就労の形態・内容を総合的に考えて、その使用関係が常用的かどうかによって、健康保険および厚生年金保険が被保険者として取り扱われるかどうかが判断されます。

①勤務時間	例えば、一般従業員の1日の所定労働時間が8時間とすると、6時間以上である場合。 また、日によって勤務時間が変わるとときは、1週間をならして4分の3以上である場合。
②勤務日数	その事業所で同じような仕事をしている従業員の1ヶ月の所定労働日数のおおよそ4分の3以上である場合。

3. 厚生年金保険の全喪手続きについて

常時5人以上の従業員を使用する個人事業所は厚生年金保険の強制適用事業所となり、健康保険適用除外承認を受け厚生年金保険に加入いただいているが、その後常勤従業員が4人以下に減少し、常勤従業員の4分の3以上の同意を得られた場合には厚生年金保険を喪失することができます。

手続きについてご不明な点は、管轄の年金事務所へお尋ねください。

前提	個人事業所で、常時従業員が4人以下であり、なおかつ厚生年金保険の喪失について常勤従業員の4分の3以上の同意を得ていること。
提出書類	・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・厚生年金保険適用事業所全喪届 ・厚生年金保険任意適用取消申請書 ・同意書（常勤従業員の4分の3以上分）
喪失日	遡って喪失することはできません。 月末で喪失したい場合は月末日に福岡広域事務センターもしくは管轄の年金事務所に書類を持参（郵送で到着）する必要があります。
終了後	厚生年金保険被保険者資格喪失の手続きが終了したら、その事実を確認し保存しますので、当該組合員（厚生年金保険に加入していた方全員）の「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」のコピーを速やかに本組合に提出してください。（FAX可）

※ 年金事務所の所在地・連絡先は、福岡県歯科医師会が甲種組合員に配布しております会員名簿または本誌P41に記載しておりますのでご参照ください。